



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 ユビキタス
代 表 者 名 代表取締役社長 三原 寛司
(J A S D A Q ・ コード 3858)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 執行役員管理本部長 半田 晴彦
電 話 03-5908-3451

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することについての承認を求める議案を、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役、執行役員及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものです。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の取締役、執行役員及び従業員。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 3,000 株を上限とする。
なお、当社が当社普通株式につき株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会終了後に、下記(4)に定める行使価額（以下に定義する。）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後付与株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前付与株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。
なお、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。但し、当該調整により付与株式数が 0 となる場合には、当該調整は行わないものとする。また、これらの端数処理について

は、その後に生じた付与株式数の調整事由に基づく付与株式数の調整にあたり、その端数を調整前付与株式数に適切に反映した上で、調整後付与株式数を算出するものとする。

(2) 新株予約権の数

3,000個を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」と言う。）は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

当該新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、目的となる株式1株当たりの払込価額（以下「行使価額」と言う。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。以下「当初行使価額計算期間」という。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。但し、当該価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の前日の終値とする。なお、当初行使価額計算期間内又は新株予約権の割当日の前日に、下記に定める行使価額の調整の調整事由が生じた場合には、当初の行使価額は、下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で考慮した上で、当社が適当と判断する値に決定される。

新株予約権の割当日後に当社が株式の分割（無償割当を含む。）又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利の行使に際して出資される財産の価額が、当該行使により交付される当社普通株式の新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成25年7月1日から平成31年6月30日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
- ② その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①に記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得条項
取得条項は定めない。
- (10) 株式交換又は株式移転を行う場合の完全親会社の新株予約権の交付及びその条件
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。
- ① 交付する完全親会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
完全親会社の普通株式
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
上記(1)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)

$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
 - ⑤ 新株予約権の行使期間
株式交換又は株式移転の効力発生日より、上記(5)に定める期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
 - ⑦ 権利行使の条件及び取得条項
上記(6)及び(9)に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権の割当方法
各対象者に対する新株予約権の割当は、本総会決議日から1年以内実施するものとし、当社取締役会が上記新株予約権の発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を各対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。
- (12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成23年6月23日開催予定の当社第10回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上